大紀町介護保険住宅改修の手引き



令和7年9月

目 次

大紀町介護保険住宅改修の手引

◎介護保険住宅改修費の支給制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎介護保険住宅改修の流れ・・・・・・・・・・・・・・ P 6 ~ 7
◎住宅改修費支給申請書について・・・・・・・・・・ P 8
◎住宅改修の承諾書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎住宅改修が必要な理由書(事前申請)について・・・・・・ P 1 0 ~ 1 2
◎住宅改修箇所の見積書について・・・・・・・・・・ P13~14
◎住宅改修箇所の写真について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎平面図について・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 6
◎住宅改修費受領委任払い承認申請書について····· P 1 7
◎住宅改修の領収書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ◎住宅改修Q&Aについて······ P 1 9 ~ 2 4

介護保険住宅改修費支給制度について

【対象となる方】

大紀町の被保険者であり、心身や住宅の状況等から以下の対象要件を満たし、小規模な住宅改修を実施する場合に限り対象となります。

手続きせずに着工した工事は、支給対象外です。必ず事前に申請してください。

- (1) 要介護認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること。(入院・入所・外泊は不可)
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請でその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、町に着工を許可されていること。

【支給について】

≪支給限度基準額≫

申請上限額20万円(内訳:介護保険給付上限額18万円、自己負担額2~6万円) 申請上限額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することができます。 また、次のような場合は、申請上限額20万円の再度の利用ができます。

≪再度利用ができる場合≫

①転居して住所が変わった場合

転居前の住居で支給限度基準額の残額があっても、<u>転居後の住居については持ち越さ</u>れず、**改めて支給限度額基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。**

②要介護状態が著しく重くなった場合の例外

最初の住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が、3段階以上重くなった場合は、例外的に、改めて支給限度額基準額が20万円分の住宅改修費が受けられます。

ただし、「**3段階リセットの例外」は1度のみです。**また、<u>支給限度基準額の残額が</u>あっても、持ち越しはされません。



初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分				
	・経過的要介護		第4段階	・要介護3		
第1段階	(平成18年4月1日前は要支援)		第5段階	・要介護 4		
	・要支援1		第6段階	・要介護 5		
等 0 507世	・要支援 2		第5段階	・要介護 4		
第2段階	・要介護 1		第6段階	・要介護 5		
第3段階	・要介護 2		第6段階	・要介護 5		

【支給方法】

	対象者がいったん費用の全額を住宅改修業者へ支払った後、申請
償還払い方式	により、保険給付対象費用内で7~9割分を申請者へ払い戻す方
	式。
受領委任払い方式	対象者が費用の 1~3割分を住宅改修業者へ支払い、申請によ
文限安任払いガス	り、保険給付対象費用内で7~9割分を住宅改修業者へ支払う方
	式。
	ただし、住宅改修費の受領委任払い承認申請時において、大紀町
	の第1号被保険者で、要介護又は要支援の認定を受けており、次の
	いずれかに該当するものとする。
	(1) 町民税が非課税の世帯で、介護保険料の滞納がない方 。
	(2) 住宅改修に伴う一時的な費用負担が困難な方で、特に町長が必要と
	認める方。

【給付対象となる住宅改修工事の種類】

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移 乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取付けるための壁の下地補強も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○居室内の手すり	×集合住宅などの共用部分の手すり
(居間・トイレ・浴室・玄関・階段等)	×敷地外の手すり
○敷地内の手すり	×転落防止のための柵
(玄関ポーチ・門扉までの通路等)	×福祉用具の手すりを置くだけ
	(取り付け工事を伴うものは可)

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の 対象となります。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床を嵩上げするなどの工事が対象です。

*ルドと同工行力 あなこの工事が 内象です。	
保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○各居室の敷居を低くする工事	×床下収納スペースを埋める工事
○スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけ
○浴室の洗い場の嵩上げ工事	の工事
○敷石をコンクリートスロープにする工事	×昇降機・リフト・段差解消機等を設置す
○居室・廊下の段差をなくす工事	る工事
○階段の勾配を緩やかにする工事	×上り框に腰かけ台を設置する工事
○傾斜の解消	×給湯器、シャワー、水栓の工事
○転落防止柵の設置(スロープの設置に伴	×転落防止柵の設置単独の工事(転落防止
う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち	柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯す
上がりの設置)	る工事として認められるため)

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室 すのこについては、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○畳から板製床材・ビニール系床材等への	×老朽化による床材の張替え
変更	×滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○浴室の床材を滑りにくいタイルに変更	×転倒時のけが防止のために、床を柔らか
○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	い材質のものに変更
○階段の滑り止め(固定されているもの)	

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設も対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事						
○開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・ア	×自動ドアに取替えた場合の、動力部分相						
コーディオンカーテン等への取替え	当費用						
○重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×間口の拡大						
○扉の位置の移動	×雨戸の取替え						
○ドアノブの変更							
○戸車の変更							
○扉の撤去(平成 24 年度法改正)							

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、介護保険制度の福祉用具の購入 対象である腰掛便座の設置は除きます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含みません。

被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さを嵩上げする工事や便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○和式便器に水洗機能つきの変換便座を取	×既存の和式便器はそのままで、新規に洋
付け(工事を伴わないものは福祉用具の	式便器を設置
扱い)	×既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式
○洋式便器の向きを変える工事	便器を設置

非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は、対象外となります。

⑥給付対象となる住宅改修工事の種類の①~⑤の改修に付帯して必要となる改修

の地口が多くなる圧石以下工事が僅類が <u>()</u>	のの政局には出して必要となる政局
保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○手すりの取付けのための下地補強	×浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水
○床材の変更のための下地補強・根太補強	栓の設備工事
○通路面の材料の変更のための路盤の整備	×電気工事(コンセントの新設)
○扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事	×トイレ工事に伴うタオル掛け・紙巻器等
○便器の取替えに伴う床・壁の解体・修復	の付替え
工事(天井を除く。また、単に不便とい	
う理由での壁の解体や、間仕切りの撤去	
は不可。)	

介護保険住宅改修手続きの流れ

1 相談

要介護認定を受けている被保険者は、ケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

工事内容などについては、十分にご検討ください。

また、住宅改修費の一部や全部が認められず、自己負担になる場合があることを必ず 伝えてください。



2 施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等を依頼します。



3 事前申請

次の書類を提出し、事前申請します(書類の提出はケアマネジャー等に依頼してかまいません。)

≪提出書類≫

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成します。)
- ③ 見積書『施工業者が作成したもの(必ず見積もった箇所がわかるよう番号が振ってあること。) P13・P14参照』
- ④ 改修予定箇所の写真『工事前の現況の写真、写真内の内側に日付が表示されているもの(必ず見積書の番号と一致するよう振ること。) P15参照』
- ⑤ 平面図『(日常生活上の動線を赤字で記載し、間取り図をできるだけ詳しく記載し、 住宅改修の箇所・内容が見積書・写真と一致するよう番号ともに記載すること。) P16参照』
- **⑥ 住宅所有者の承諾書**『(住宅所有者が被保険者本人以外の場合必要) P 9 参照』
- ⑦ 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費受領委任払い承認申請書『(受領委任払いを実施する場合) P1 7 参照』



4 事前申請の承認

事前申請書類の審査後に、町から担当ケアマネジャー等へ着工許可の連絡を電話で行います。(連絡が来たら工事にかかってください。=連絡前に着工すると申請が無効となる場合がありますので特に注意してください。)



5 工事の着工・完了、工事費の支払い

事前申請で承認された後に改修工事を実施します。 改修工事完了後に本人から施工業者へ代金を支払います。



6 工事完了の届出

次の書類を提出し、住宅改修の工事完了の届出をします。 書類の提出はケアマネジャー等に依頼してかまいません。

≪提出書類≫

- ① 住宅改修工事完了届
- ② 領収書と請求書 (領収書については P18参照)
- ③ 住宅改修箇所の写真 (工事後の完成した写真、写真内の内側に日付が表示されているもの。P15参照)
- ④工事費内訳書(事前申請の際に提出した見積書の内容と同じ改修工事を実施した場合は、省略できるものとします。)



7 支給申請書類の審査、決定、支給

町で受理した支給申請書類を審査します。

住宅改修費は、住宅改修工事完了届に指定された金融機関口座へ振り込みます。(受領 委任払いの場合は、指定された施工業者の口座に振り込みます。)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	タイキ タロウ	保険者番号 大 紀 町 2 4 4 7 1 5
┃ 被保険者氏名 ┃	大紀 太郎	被保険者番号 🗆 🗆 🗖 🗖 🗖 🗖 🗖
生 年 月 日	大・昭 〇年 〇月 〇日	H 性 別 男 ・ 女
	₹000-0000	
住所	大紀町 □□○○ 番地	電話番号××××一××一×××
	住宅の所有	者が被保険者
住宅の所有者	大紀 一郎 本人でない 有者の承諾書	場合、住宅所 本人との関係(長男)
	有相似承施	業者名 (株)〇〇工務店
。 改修の内容・ 箇所及び規模	① 玄関手すりI型 L=400② 浴槽手すりL型 L=600×400③ トイレ 和式から洋式便器への取替え	着 工 令和 ○年 ○月 ○日
	WALE /C	完成 (予定日) 令和 ○年 ○月 ○日
改修費用	240, 460 円 🤜	見積書の金額を記載
大紀町長 様		※対象外工事を含む場合は、住宅改修支給対象のみの金額を記載
上記のとお	り関係書類を添えて居宅介護(介護	予防)住宅改修費の支給を申請します。
令和	〇年 〇月 〇日	
申 請 者 (被保険者)	住 所 大紀町 □□○○ 番 ⁵	也
(双体)(氏名 大紀 太郎 印	電話番号××××一××一××××

- 注意 ・この申請書の裏面に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を 記載した書類、現況写真(日付入)、見積書、見取図等を添付して下さい。
 - ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

令和 ○年 ○月 ○日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 大紀町□□○○番地

氏 名 **大紀 一郎 即**

私は、下記表示の住宅に<u>、(被保険者) 大紀 太郎</u> が

別紙「介護保険居宅介護、(介護予防)住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行う ことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅 (所在地)

大紀町□□○○番地

住宅改修が必要な理由書(P1)

記載上の注意点と具体的な記載例

_		
く基本	情報>	

	641月秋/																
	被保険者 番号	××××××××	年齢	年齢 〇〇歳		生年月日		明治 大正 〇年〇月〇1 昭和		ЭВ	性別		☑男		口女		
利	利用 被保険者 大紀 太郎 者	要介護認定		要支援			要介護										
用 者		(該当	(0)	1	•	2	経過	的	• 1	•(2)•	3	•	4	•	5	
	住所	大紀町口口〇〇番地															

		現地確認日	令和○年○月○日	作成日	令和	〇年	〇月	OВ			
作		所属事業所	〇×介護支援事業所								
成 者	資格	(作成者が介護支援専門 員でないとき)									
		氏名	介護 花子								
		連絡先	0000-00-0000								

保険	確認日	令和	年 月	日	評価			福祉用具の利用状況とと 第一利用が想定される短			
者 氏名									後、利用が想定される福祉用具を		
Ľ	1 4		·立	ち上が	りや	ランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。		・ェックする。			
<	総合的状況>		・室	内の移	動方	(つかまらないで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など)			_ <	$\overline{}$	
			フィさ	らに、	屋外	関する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。		福祉用具の利			
		4	<u> </u>					住宅改修後の想定	改修前	改修後	
١,	利用者の身体	14:12				:自宅の玄関で転倒し、右大腿骨転子部を骨折した。入院し、〇月〇日に退院。		●車いす			
1	可用の対体					ながらゆっくり歩行しており、見守りも必要である。また、玄関に高い段差があるため、家の出	H	●特殊寝台			
			入りに	は家族	の゠	カけが必要である。屋外は車いすを使用している。		●床ずれ防止用具			
								■体位変換器			
								●手すり			
						4人暮らし。トイレは自立しているが、夜間はポータブルトイレを使用。入浴時はシャワーチェ	ア	●スロープ			
	介護状況		と浴槽	手すり	をそ	ぞれ使用している。		●歩行器			
		Ī		. タ新	命	ナービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。		●歩行補助つえ			
]				■認知症老人徘徊感知機器			
				・見る	ドりす	その状況であっても、その内容を記述する。		●移動用リフト			
							●腰掛便座				
						は時に、なるべく家族の援助を受けないようにしたい。		●特殊尿器			
		現在利用している通所リハビリテーションやデイサービスを続け、さらに住宅改修の実施によって室内の移動や				5	●入浴補助用具				
	住宅改修によ	L1	外出の	目立る	目	たい。また、夜間も自宅のトイレでの排泄を目指し、介護者の介護負担軽減を図りたい。		●簡易浴槽			
	用者等は日常		[●その他			
をどう変えたいか			/	・利用	旨や	矢が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続して			_	_	
				ハきたし	ハか	総合的に記述する。具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。		<u> </u>		L, 🗆	
		・これまでの、生活歴を踏まえ、利用者はどうのように社会参加をしていきたいかを記述す					の他	」の欄には、住宅改修	に関連	_	
				工力性を組まれ、行力をはとうのように社会を加えしているだいがで記述する。 した:	介護	保険給付対象外の福祉	用具を				
			L				ナス				
1						IDA	7 0	0			

- ・改善をしようとしている具体的動作についてチェックをする(改修の対象でない項目にはチェックをしない)。
- ・移動について各行為(排泄・入浴・外出)の共通する内容は、例えば 「排泄」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。

記載上の注意点

・各困難項目を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。

・改修方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現でなくてもよい。「つかまれる所 を」「つまずかない工夫」「立ち上がりの支えを」などの表現でも良い。

- ・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合にまとめて記述してもよい。
- ・具体的手段は、当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。

住宅改 女な理由書(P2)

	<p1の「総合的状況」を踏まえて< th=""><th>て、①改善をしようとしている生活動作②具体的な「</th><th>困難な状況③改修目的と改修の方針の以修項目で</th><th></th><th></th></p1の「総合的状況」を踏まえて<>	て、①改善をしようとしている生活動作②具体的な「	困難な状況③改修目的と改修の方針 の以修項目で		
活動	①改善をしようと している生活動作 ■	② ①の具体的な困難な状況(…なの ⇒ で …で困っている)を記入してください ■	③ 改修目的・期待効果をチェック → 改修の方針(・・することで・・が改善できる)を	. (21)	改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む)	・生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の状態を具体的に記述する。	□ できなかった できる しちにする □ 動 ・ ①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上 動 で、改修目的の項目をチェックする(あては 不 まるもの全てに)。	□ 手すりのI ((取付け ・様々な角度から検討し、決定 された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。 ・改修箇所は、場所だけではな
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 □ 次室出入口の出入 (扉の開閉を含む) □ 浴室内での移動(立ち座りを含む) □ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) □ 浴槽の出入(立ち座りを含む) □ 浴槽内での姿勢保持 □ その他()	・「~したいのだが、実際には~しかできないので、~について困っている」ように具体的に記述する。 ・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。 ・生活のどの場面、どの動作が利用者・介	令和 ○年 月 ようにする 転倒等の防止、安全の確保 動作の容易性の確保 利用者の精神的負担や 不安の軽減 介護者の負担の軽減 その他()		く「手すり」なら、「便器横壁 面」等その取付箇所まで記述す る。))
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) □ 出入口から敷地外までの 屋外移動 □ その他()	助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認する。 ・①のチェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。	□ できなかったことをできる ようにする 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 ○ □ その他()	□ 引き戸等· ((□ 便器の取 (/ / / / / / / / / / / / / / / / / /	への扉の取替え)) i替え)
その他の活動	・「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。(例えば「調理:台所までの移動」や「洗濯:洗濯機からの洗濯物の取出し」など。	TO CHAMBOOKANA MADOCA A TO TO SO		() 等のための床材の変更)))))

具体的な記載例

住宅改修が必要な理由書 (P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようと している生活動作 ■	② ①の具体的な困難な状況(…なの →で …で困っている)を記入してください ■		目的・期待効果をチェックした上で、 ることで …が改善できる)を記入してください ■	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	トイレまでの移動	トイレまでの移動は伝い歩きで何とか可能な状態だが、夜間など急いでいる時は間に合わないこともある。トイレに3センチの敷居があり、昇降が不安定である。トイレ内はつかまるところがなく、ペーパーホルダーやタオル掛けに手をついてしまい危険である。	できなかったことをできる ようにする 転倒等の防止、安全の確保 動作の容易性の確保 利用者の精神的負担や 不安の軽減 介護者の負担の軽減 一その他(トイレの敷居を撤去し、段差を改修することで、安全に歩行できるようになる。 廊下に手すりを設置することで、安全な移動ができるようになる。 トイレ内に手すりを設置することで、安全な立ち座りや衣服の着脱をすることができる。	■ 手すりの取付け (廊下の移動経路 横型2本 (トイレ壁面 L字型1本 (玄関上り框 斜め型2本
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 ■ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) ■ 浴室内での移動(立ち座りを含む) □ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) □ 浴槽の出入(立ち座りを含む) □ 浴槽のでの姿勢保持 □ その他()	下肢筋力が低下しているうえに、右足に 痛みもあるため、浴室への出入りの際ふ らついてしまい危険である。浴槽への出 入りの際も、つかまるところがなく不安定 である。	できなかったことをできる	浴室の出入り口に縦手すり、浴槽の側に横 手すりを設置することにより、手すりにつかま りながら安全に入浴ができるようになる。	(浴室壁面 縦横各1本 () ■ _{段差の解消} (トイレの敷居を撤去する ()
外出	□ 出入口までの屋内移動 ■ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 ■ 履物の着脱 □ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) □ 出入口から敷地外までの 屋外移動 □ その他()	上り框に30センチの段差があり、家族の 手助けがなければ昇降できないので困っ ている。	■ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ■ 介護者の負担の軽減 □ その他()	上がり框の中央に斜め手すりを振り分けて 設置することにより、両手で手すりをつかみ ながら一人で昇降が行えるようになる。	□ 引き戸等への扉の取替え () () □ 便器の取替え () □ ()
その他の活動			□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他()		 滑り防止等のための床材の変更 ((表の他 (敷居撤去に伴う建具取替え ((

住宅改修箇所の見積書について

見積書を提出する際には、下記に注意して見積書を作成してください。

詳細が不明の場合は、再度、見積書を提出してもらう場合があります。

	・手すり工事一式××円。・フローリング張り工事一式××円。 ※「○○工事一式」とは、「材料費と施工費を加えて計上」した場合の積算方 法です。見積内容が適切かどうかの審査ができません。
複数箇所を申請する場合	 ・手すり設置工事(3箇所分)とせず、別々に記載してください。 ①手すり設置(玄関) ②手すり設置(トイレ) ③手すり設置(浴室)
給付対象外の工事と併せて行う場 合	・介護保険対象部分を抽出し、その工事範囲(○㎡中の○㎡)等を明示してください。対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分して、その根拠を明示してください。

※見積書の項目

見積書の項目として、次の項目が 考えられます。	(1)材料費 … 本体代(手すり、便器、ユニットバス、床材など) (2)取付金具費 … プラケット、エンドキャップ、下地補強板など (3)解体費 … 和式トイレ、玄関前階段など (4)廃棄処分費 … 廃棄処分料 (5)施工費 … 取付工賃 (6)諸経費 … 10%程度 (7)消費税 … 10% ※更に詳細な項目にしてかまいません。
----------------------------	--

住宅改修工事見積書

令和 ○年 ○月 ○日

大紀 太郎 様 被保険者の氏名を 記入

号を振ってください

見積書記入例

施工業者名

 大紀町口口〇〇番地

 株式会社〇〇〇工務店

 代表取締役
 △△ ○〇 印

 電話
 〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

写真等番号	改修場所	 内容	商品名·規格·寸法等		介護保険対象部分		邓分	住宅改修の種類(※1)
番号/	<u>/</u>				数量単価		金額	
1	玄関	縦手すりの取付け	木製手すりI型 L=400(型番〇〇)	1	本	12,000	12,000	手すりの取付け
			エンドブラケット(型番〇〇)	2	個	800	1,600	
			取付け費	1	式	4,500	4,500	
			補強材(型番〇〇)	1	m	3,500	3,500	
			補強材取付け費	1	式	2,500	2,500	
2	浴室	L型手すりの取付け	浴室手すりL型 L=600×400(型番〇〇)	1	本	15,000	15,000	手すりの取付け
			取付け費	1	式	4,500	4,500	
3	トイレ	和式から洋式便器へ取替え	ウォッシュレット一体型便器(型番〇〇)	1	セット	140,000	140,000	洋式便器等への便器の取替え
			取付け費	1	式	20,000	20,000	
			小計				203,600	
			諸経費				15,000	
			슴計				218,600	
			消費税				21,860	
			総合計				240,460	

^(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる工事

住宅改修箇所の写真について

定まった様式はありません。任意の様式でかまいませんので、作成例を参考に分かりやすく作成してください。

改修前の写真は、事前申請時に添付してください。

支給申請時の写真は、改修内容が分かりやすいよう写真を添付するようにしてください。(写真はバラで提出しないで下さい。A4の紙に貼るなどし、提出して下さい。)

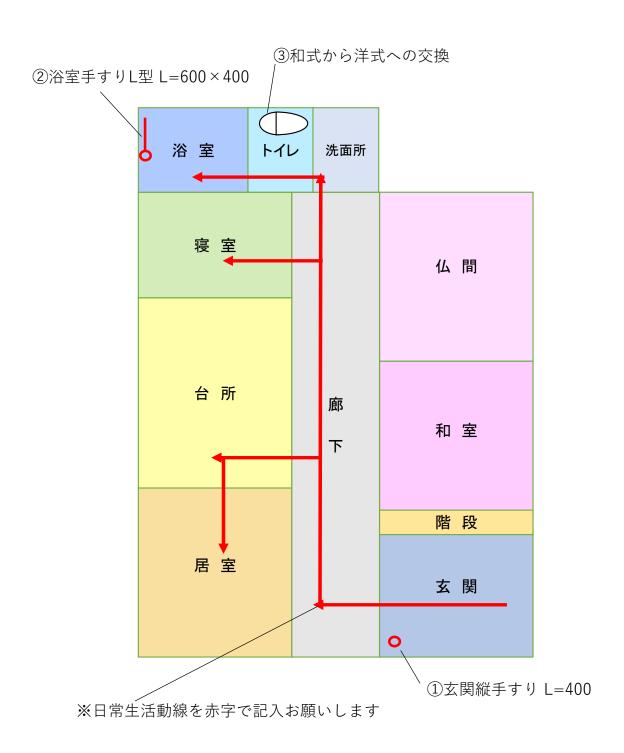




【具体的な撮影方法例】

手すり	・ <u>写真上に取付け位置や形(縦付、横付、L型など)などを入れてください</u> 。 例)マジックで写真に直接記入する。
段差解消	・ものさし等を使い、段差の高低が分かるように写真を撮る。・全景の写真とアップの写真を撮る。・全景の写真が撮れない場合は、複数に分割して写真を撮る。
扉などの変更	 ・改修が必要な状況が確認できるもの。 ・開き戸から引き戸に変更の場合は、引き戸が確認できるもの。 例)戸が閉まっている写真と開いている写真を撮る。 ・引き戸の拡幅の場合は、開口幅が確認できるもの。 ・両側ドアノブ変更の場合は、両者が確認できるもの。

大紀 太郎 邸

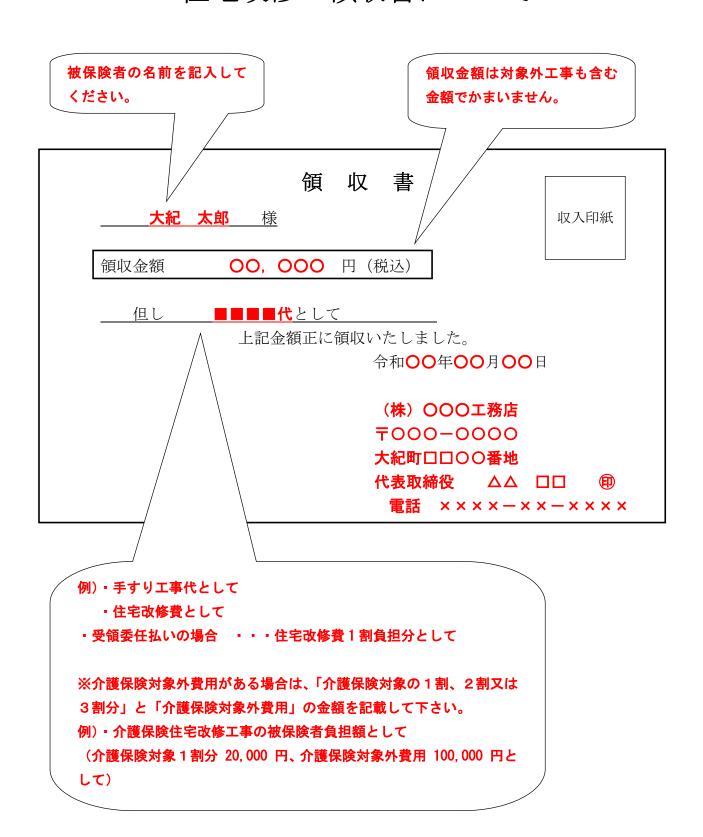


介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い承認申請書

フリガナ	タイキ タロウ	保険者番号				
被保険者氏名	大紀 太郎	被保険者番号 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[
生年月日	○年 ○月 ○日生	性別男・女				
(主) 京 〒〇〇〇一〇〇〇〇 大紀町□□○○番地 電話番号××××ー××ー××× 電話番号××××ー××ー××						
住宅の所有者 の氏名 大紀 一郎 本人との関係(長男)						
改修の内容、 箇所及び規模	 玄関手すりI型 L=4 00 浴槽手すりL型 L=6 00×400 トイレ 和式から洋式便 器への取替え 	業者名 (株) OOO工務店				
改修対象額	240,460円 4	月積書の金額を記載 ※対象外工事を含む場合は、住宅改				
(あて先) カ	大紀町長	修支給対象のみの金額を記載				
		改修費の受領委任払いを受けたいので、関係書類 づく保険給付の受領に関する権限を下記の者に委				
令和	〇年 〇月 〇日					
申請者	住所 大紀町□□○○番地 申請者 電話番号××××一×× × × × × × × × × × × × × × × × ×					
居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する上記の権限を受任することに同意します。						
令和 ○年 ○月 ○日						
住所 〇〇県□□郡×××町△△△番地 受任者 電話番号 ×××× ー× × 氏名 (株)〇〇〇工務店						

+	大紀町	「介護保険住宅改修	費受領	頂委任	払V	確認		備	考
大 紀 町		丁 民税	(課種	脱世帯	・ 非	=課税世帯)			
記入	口介	護保険料滞納	(7	有	無)			
欄	□ そ	一の他	()		

住宅改修の領収書について



住宅改修Q&Aについて

これまでの問い合わせの多かったケースや特殊なケースについて記載しました。

これまでの問い合わせ	の多かったケースや特殊なケースについて記載しました。
(1)介護認定申請中、	介護認定申請中や入院・入所中に住宅改修は可能ですか?
入院・入所中に行う住	⇒要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。
宅改修について	ただし、緊急を要する場合は、認定申請書を提出後、事前
	申請を行うことは可能ですが、要介護認定が「自立(非該当)」
	となった場合は支給できません。
	入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前
	申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった
	場合は支給できません。
	また、一時帰宅のための住宅改修は給付対象外となります。
(2)住宅改修の承諾書	住宅所有者が亡くなっており、承諾書を書く方がいない場
について	合、どのようにすればよいですか?
	⇒改修する住宅が賃貸でなく、実質的な所有者が被保険者の
	場合は、提出を省略することができます。
	また、実質的な所有者が世帯主や同居の世帯員の場合は、
	その方より承諾をもらってください。
	それでも、承諾書を提出できない場合は、提出できない理
	由を余白に記入してください。
	例) 所有者〇〇〇〇は、死亡しているため、承諾書を提出
	トフェールバーナムハ
	することができない。
(3) 住宅改修業者が	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャ
(3) 住宅改修業者が 「住宅改修が必要な	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャ
「住宅改修が必要な	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか?
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャ
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャ
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に所属するケアマネジャー
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に所属するケアマネジャー・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に所属するケアマネジャー・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする ことについて	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に所属するケアマネジャー・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師 ・福祉住環境コーディネーター 2級以上の方
「住宅改修が必要な 理由書」の作成をする ことについて (4)改修工事完成前に	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」)の資格があれば誰でもできますか? ⇒理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジャーが行ってください。 なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。 ・理学療法士、作業療法士 ・居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む)に所属するケアマネジャー・地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会福祉士、保健師・福祉住環境コーディネーター 2級以上の方 改修工事完成前に容態の急変等により入院し、退院の見通

(5)住宅改修完成まで	改修工事完成前に急遽、入所が決まった場合は、全額自己
に入所した場合につ	負担になりますか?
いて	 ⇒要介護者が入所するまでに工事が完成した部分を給付対象
	とします。
(6) 住宅改修完成ま	改修工事完成前に死亡した場合は、全額自己負担になりま
でに死亡した場合に	すか?
ついて	⇒入院中や入所中だった方が、退院・退所を見込み申請した
	が、退院・退所せず死亡した場合は、全額自己負担となりま
	す。
	また、在宅の方が申請し、完成前に死亡した場合は、死亡
	するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。
(7)新築や増築の住宅	新築や増築での住宅改修は可能ですか?
改修について	→住宅の新築や増築(新たに居室を設けるなど)は支給対象
	にはなりません。また、改修理由が老朽化や器具の故障等の
	場合も給付対象になりません。
	ただし、竣工日以降に手すりを設置するなどの場合は、給
(a) P4(1) - 4 2 - 4 2	付対象とします。
(8)一時的に身を寄せ	一時的に身を寄せている住宅の改修は可能ですか?
ている住宅の改修に	⇒介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改
ついて	修が給付対象となります。
	そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所
	地で、一時的に居住するための住宅改修は、給付対象外とします。
	ます。
(9)本人宅の同一敷地内の娘宅に生活の拠	住民票・介護保険被保険者証に記載されている住所の同一 敷地内で、番地が1違う娘宅を改修する場合、住宅改修の対
点がある場合の住宅	象になりますか?(生活の拠点は娘宅にあり、土地の所有者
改修について	教になりよりが・・ (生活の拠点は残石にめり、土地の)が有名 も被保険者。)
	→原則として、被保険者証に記載されている住所地で住宅改
	修を行わなければなりません。
	ただし、生活の拠点が娘宅にあるということが確認でき、
	 住所を移すことが出来ない理由があれば個別に判断します。
(10)家族等が自ら行	家族等が自ら行う住宅改修が可能ですか?
う住宅改修について	→被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によっ
	て住宅改修が行われた場合は、材料費のみを給付対象としま
	す。
	添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人
	または家族等が作成します。「領収書」は、材料の販売者が発
	行したものになります。

(11)住宅改修を行う	シルバー人材センターに依頼して住宅改修をした場合、介
業者について	護保険の住宅改修の対象になりますか?
	⇒給付対象とします。
(12)ひとつの住宅に	夫婦で介護認定を受けているため、合算して住宅改修をす
複数の被保険者がい	ることは可能ですか?
る場合の改修につい	住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行うた
7	め、被保険者ごとに支給申請を行うこととなります。
	そのため、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内
	容や場所などが重複しなければ給付対象とします。。
(13) 老朽化した手す	手すりが老朽化したので、新しいものに交換できますか?
りの交換について	⇒単に老朽化したとの理由であれば認められません。
(14)取り外しが出来	取り外しが出来るものにしたいが、住宅改修の対象になり
る手すり等の設置に	ますか?
ついて	⇒取りつけ工事を要しないものや、持ち運びが容易であるも
	のは住宅改修の給付対象外とします。
(15)以前改修した箇	以前取付けた手すりが壊れたので、再度、住宅改修で直す
所の修理について	ことは可能ですか?
	⇒すぐ壊れないように、以前より強度のあるものにするなど
	の改善策を講じれば給付対象とします。
(16)トイレが屋外の	屋外に和式の汲み取り式トイレがあるが、足が悪く玄関か
為、屋内へ新設につい	ら30分くらいかかる。屋外のトイレは壊さずに、屋内に洋式
7	の汲み取り式トイレを新設することは可能ですか?
	⇒取替えとは、原則は今あるものを壊してそこに新しいもの
	を作るということです。この場合は新設にあたり、住宅改修
	の給付対象外とします。
(17)和式便器から洋	和式便器はすでに壊し、穴の上にポータブルトイレを置い
式便器への交換につ	て使用していたが、不安定・狭い等の理由で、洋式便器を設
いて	置することは住宅改修の対象になりますか?また、事前写真
	はどのようにして撮影すれば良いですか?
	⇒和式便器から洋式便器への交換として給付対象とします。
	写真は穴だけの状態とポータブルトイレを置いた状態を両方
	撮り、過程と洋式便器を設置しなければならなくなった理由
	を明記してください。
(18)トイレを和式か	もとのトイレが狭いので、隣にトイレを作るのは対象にな
ら洋式に変更につい	りますか?(前のトイレは無くし、物置にする)
7	⇒その場所でなければ洋式トイレを設置できないのであれば
	給付対象とします。
(19) 男性用小便器か	男性用小便器と和式便器が隣接しているトイレにおいて、
ら洋式便器への交換	男性用小便器を洋式便器へ交換することは住宅改修の対象

について	になりますか?
	→男性用小便器を洋式便器に交換しなければならない理由
	があれば給付対象とします。(男性用も和式も両方使用できな
() H H H / /	い等)。付帯工事は通常の便器交換の時と同じです。
(20) 男性用小便器を	男性用小便器を使いやすい男性用小便器(現状の小便器よ
使いやすい男性用小	り大きいもの)に変更することは、住宅改修の対象になりま
便への交換について	すか?
	→洋便器では小便ができない方で、現状の小便器は高さ、大
	きさが合わず介助を要している場合、適当な小便器への取替
	えも住宅改修の給付対象とします。
	ただし、単に便利にしたい場合は、給付対象外とします。
(21)和式トイレにか	和式トイレにかぶせ式便器でビス止め、排水工事を行うも
ぶせる式の便器でビ	のは対象になりますか?
ス止め、排水工事に	⇒取り外し可能ではなく、排水工事も行うので住宅改修の給
ついて	付対象とします。
(22)トイレを和式か	トイレを和式から、かぶせ式の洋式に変えたい。その際出
らかぶせ式の洋式に	入口が狭くなり、移動が危険になるため壁を壊して出入口を
変える工事について	変更したいのだが対象になりますか?
	⇒出入口を変更しなければ洋式トイレを安全に使用できない
	ならば、壁を壊すことはトイレ改修の付帯工事とし、給付対
	象とします。
(23)トイレのドアの	和式トイレに福祉用具購入で購入した腰掛便座を置いて
位置と壁の位置を交	洋式にすると、出入りが難しくなるため、ドアの横の壁の部
替する工事について	分にドアをずらし、ドアだった部分は壁に改修することは対
	象になりますか?
	⇒洋式トイレへの改修工事をしないので、ドア及び壁の改
	修はトイレ改修の付帯工事とはなりません。ただし、利用者
	の身体的状態も勘案し、扉の交換として給付対象とします。
(24)トイレと居室を	居室から一度廊下に出てトイレに行くのが困難なため、居
つなぐ工事について	室の押入れを半分抜いてトイレと直接繋がるドアを設置す
	る場合、住宅改修の対象になりますか?
	⇒この場合は、単なる新設にあたり、扉位置等の変更をし
	た場合という比較対象がないため、給付対象外とします。

(25)ユニットバス・	ユニットバス・ユニットトイレは住宅改修の対象になりま
ユニットトイレにつ	すか?
いて	⇒対象部分を按分することができる場合のみ対象とします。
	全体の見積もりと、パーツごとの金額を明確にし、按分計
	算をする必要があります。
	ユニットバスは本来セットでの料金になっているため、パ
	ーツごとの金額を出してもらえるかどうか、業者に確認して
	ください。(浴槽部分や便器部分のみの改修金額が出せる場
	合は、対象部分のみを申請する方法でかまいません)。
	<按分計算例>
	該当部分の商品の金額
	全体の工事費 × = 住宅改修に該当する工事費
	商品全体の金額
	該当部分の商品の金額 + 住宅改修に該当する工事費 = 支給申請額
(26)ドアの新設	壁を壊してドアを新設することは可能ですか?
	→引き戸の新設により、扉位置の変更時に比べて費用が低廉
	に抑えられる場合もあることから、新設したほうが低廉だと
	証明できれば給付対象とします。(見積を2通り出す等)
(27)右向きの扉を左	右向きの扉を左向きに変更する工事は住宅改修の対象に
向きに変更する工事	なりますか?
について	⇒扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状況に合わせ
	て性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の給付対象と
	します。
(28) スイッチ・コンセ	改修することでスイッチ・コンセント等を移動しなければ
ントの移動について	ならない場合、付帯工事として対象になりますか?
	⇒移動しなければスイッチ・コンセントが使用不可になる場
	合は給付対象となりますが、単に不便という理由だけでは給
	付対象外とします。
(29)階段の滑り止め	転倒防止のために階段に滑り止めを貼り付ける場合、粘着
の改修材について	テープでも対象になりますか?
	⇒接着剤のように強力であり、簡単に取れにくく、利用者に
	とって安全であれば給付対象とします。
(30)玄関先からの砂	玄関先から砂利道の為、滑りやすい。コンクリートに舗装
利道の舗装について	するのは対象になりますか?
	⇒通路面の材料変更として給付対象とします。(コンクリー
	ト、アスファルト、タイル等は対象)

(01) 屋子のようしば	日本体1. 南てに切るされる。 南ても思しば1 イッニー 1 に
(31)廊下のかさ上げ	居室等と廊下に段差があり、廊下を嵩上げしてフラットに
について	したいが対象になりますか?
	⇒まず敷居の改修やスロープの設置を想定してください。
	しかし、それらによることができないと判断される場合(構
	造上の問題や身体的問題)は個別に判断します。
(32)養護老人ホーム	養護老人ホームの居室部分は給付対象になりますか?
の住宅改修について	⇒法律上原則的には難しい。(介護保険法第8条で、軽費老人
	ホーム・有料老人ホームは居宅要介護者として記述があるが、
	養護老人ホームはない。)
(33)スロープの勾配	屋外のスロープの勾配について、制限はありますか?
について	⇒スロープの勾配は原則的には 1/12 以下とし、敷地に余裕が
	ない場合などやむえない理由がある場合、勾配 1/8 を上限と
	して支給対象とします。
(34)スロープの幅に	屋外スロープの幅について、制限はありますか?
ついて	⇒支給対象となるスロープの幅は 1,000mm以下とし、それ
	を超える場合は、面積比で案分します。
	例外として、車いすの使用が必要な場合には、輪留めまでの
	内寸 1,000mm及び片側 100mmまでの輪留めを支給対象と
	します。

なお、住宅改修については、個人の身体的な特徴などにより個別に判断される場合もあります。その際は、事前に相談ください。